

**社会福祉法人ジェイエー長野会**  
**女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画**

女性活躍推進法及び次世代法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

【計画期間】 2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

【目 標】 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施  
将来の育成を目的とした教育訓練の受講の推進

【取組内容】

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

2022年4月～ ・各地域事業本部の年次有給休暇および半日有休における月次の取得状況を把握し、取得状況の結果を発信する。  
・年次有給休暇取得日数の少ない職員について、管理者に定期的に連絡することで、確実な取得を促進し、有給取得率58.0%以上とする。

2023年4月～ 状況の調査、取組の見直し

2024年4月～ 状況の調査、取組の見直し

2025年4月～ 状況の調査、取組の見直し

2026年4月～ 状況の調査、取組の見直し

将来の育成を目的とした教育訓練の受講の推進

2022年4月～ ・キャリア（経営管理者）職員育成研修（7回コース）を毎年開催。  
リーダー養成塾、管理者スキルアップ研修、HMS研修受講者の中から選抜し、法人の将来を担う職員育成研修を実施する。  
男女とも対象とし、各地域事業本部3名、合計20名を受講させる

2023年4月～ 状況の調査、取組の見直し

2024年4月～ 状況の調査、取組の見直し

2025年4月～ 状況の調査、取組の見直し

2026年4月～ 状況の調査、取組の見直し